

徳島県告示第七百四十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第二項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定したので、徳島県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成十六年徳島県条例第五十号）第六条第一項の規定により告示する。

平成二十九年十二月二十二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称	指定管理者の名称	指定管理者の主たる事務所の所在地	指定の期間
徳島県日峯大神子広域公園、徳島県文化の森総合公園、徳島県新町川公園及び徳島県蔵本公園	公益財団法人 徳島県建設技術センター	徳島市川内町平石住吉一 九番地五	平成三十年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで
徳島県鳴門ウチノ海総合公園及び徳島県鳴門総合運動公園	鳴門市	鳴門市撫養町南浜字東浜一七〇番地	同
徳島県富田浜第一駐車場、徳島県富田浜第二駐車場及び徳島県幸町駐車場	株式会社バル	徳島市紺屋町二四番地	平成三十年四月一日から平成三十五年三月三十一日まで